

う。

(2) 保護者等との面会交流

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント

1 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

職員が常に見える場所にいていつでも子どもが話しかけられる状態とする、職員が適切に目配りをするなど、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化により、非常に不安な状態であることが考えられ、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけにしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行い、今後の支援の方針を決めていくため、子ども自身が家庭状況に対する子どもの認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、こうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを十分認識しなければならない。

また、一時保護から保護者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求める事できる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

(1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関しての情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

(2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等の下で生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景には様々な理由があるが、子どもにとって家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのでないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わること・変わらないのではないかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対する関わりで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができ

るようすに子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

(3) 子どもに安全感・安心感を与えるためのケア（心理教育、権利教育等）

子どもに安全感・安心感を与えるためのケアや関わりを最優先すべきである。虐待を受けるなど、心に傷を負う体験がある子ども等には以下のようなことが起きても当然であることを職員は認識した上で、そのことを、子どもの年齢や特性を踏まえて丁寧に説明する。併せて、職員はその解決を図る人であることを子どもに理解してもらい、そのような状況が起きたようになった場合は必ず職員に声をかけるよう伝えておく。また、リラクゼーションの方法を教えるなどにより、子どもが不安に対して自分で対処できる方策を身に着け、取り組んだことが解決につながっていくと実感できる支援により、子どもがエンパワーされることが大切である。

- ・ 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと
- ・ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
- ・ 自分を傷つけたくなってしまうこと
- ・ 怖い夢を見てしまうこと
- ・ 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうこと
- ・ 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
- ・ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

これらの症状の程度によっては、児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた、子どもの年齢に応じた治療やケアが必要となることから、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。

また、一時保護された全ての子どもに対し、子ども自身が持っている権利及びその権利が守られるべきであることや、守られない場合の職員や第三者に相談ができる具体的な連絡先や方法などを、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うなどの権利教育を行う。

(4) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、子どもに

よっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、子どもが行動上の問題をしなくて済むような方法と一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

(5) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。子どもに一時保護の目的を理解してもらうと同時に、一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこで生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこで生活がおおむねどの程度の期間となるかも、子どもが理解できるようできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えるとともに、継続の手続を行っている場合にも子どもが理解できるよう伝えることが望ましい。

3 一時保護中のケア

(1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や委託一時保護先の施設や里親において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣ではなく、戸惑いを感じることなどが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事を取ることとし、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによつては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定

になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを持ち手元に置くなどの配慮が考えられる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。このように子どもは常に家族のことを気にかけていため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、子どもの年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。また、子どもの意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようとする。

児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。

(4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すこととも必要である。

(5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があつてコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともあることから、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常

以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱して暴れてしまい、それを抑制する必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

(6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

特に、一時保護の職員においては、関わりながら行動観察による子どもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況などの情報も必要となる。

アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとして、子どもの発達段階や抱える問題などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。

特に、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験が基となり、心的外傷関連の障害やアタッチメント関連の障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

また、行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行なうことが困難な子どもも少なくない。職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴になると激しい行動上の問題が生じる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理

由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

(7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけではなく、子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかつた、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを見頭に、日々の生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

4 特別な配慮が必要な子どものケア

(1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにするべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を

代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女児の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。また、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携を検討する。

児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きたことを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

(3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5 特別な状況へのケア

(1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

(2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

様々な背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

(ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもある。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

(イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えるながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートペーツ」とし、プライベートペーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートペーツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護をする場合、以下のような対応を行う。

(ア) 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合う。

(イ) 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。

(ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、フラッシュバックなどの PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状

が見られれば、一時保護所職員や児童心理司、医師などに早めに報告する。

警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももあり、面接等が行われた後不安定になることもある。児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) 自傷

一時保護される子どもには、自傷行為がみられることがある。自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害など、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要である。虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながる。

(4) 無断外出

ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰っててくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して

て、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

(1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル（189）の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

（2）里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は委託、入所予定先の職員が訪問することや、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えたいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。

（3）情報などの引き継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

別添1 (様式例) <一時保護決定通知書>

発第 号
年 月 日

殿

児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定
により〔
一時保護
一時保護を委託
〕しましたので通知します。

記

児童氏名	男 年 月 日生 女	歳	措置番号	号
住 所				
一 時 保 護	場所	名 称		
	所在地			
年月日	年 月 日			
一時保護を開始する理由となつた具体的な事実の内容				
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、○○県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○県を被告として（訴訟において○○県を代表する者は○○県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審査請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条） 4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）			

(注) 一時保護を開始する理由となつた具体的な事実の内容については、児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護の目的に照らして具体的に記載すること。

別添2 (様式例)

受付印		家事審判申立書	
		事件名(引き続いての一時保護の承認)	
		(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)	
収入印紙 円 予納郵便切手 円		(貼った印紙に押印しないでください。)	
家庭裁判所 御中 平成 年 月 日		申立人 (手続代理人など) の記名押印	印
申立人	住所	〒 - 電話 ()	
	連絡先		
手続代理人	住所	〒 - 電話 ()	
	連絡先		
児童	本籍 (国籍)		
	住所	〒 - 電話 ()	
	フリガナ 氏名		平成〇〇年〇月〇〇日生 (〇歳)
	フリガナ 氏名		平成〇〇年〇月〇〇日生 (〇歳)
親権を行 う者 ・ 未成年後見人 ・ 現に監護する 者	住所	〒 - 電話 ()	
	連絡先		
	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成(〇歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
	住所	〒 - 電話 ()	
	連絡先		
	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成(〇歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
	住所	〒 - 電話 ()	
	連絡先		
	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和〇〇年〇月〇〇日生 <input type="checkbox"/> 平成(〇歳)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

申立ての趣旨

児童について、申立人が平成〇〇年〇月〇〇日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する。
との審判を求める。

申立ての理由

1 当事者等

(1) 児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考

(2) 児童の家族（児童と同居している者に加え、事案に応じて別居家族を記載）

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

2 一時保護

(1) 一時保護を開始した日

平成〇〇年〇月〇〇日

直近の引き続いての一時保護の承認の審判事件

あり

なし

事件番号：〇〇家庭裁判所平成〇〇年（家）第〇〇号

承認の審判確定の日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 当初の一時保護の必要性

ア 当初の一時保護の目的（複数選択可）

児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的

児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する目的

イ 当初の一時保護の理由（複数選択可）

安全確保・緊急保護のため

棄児、迷子、家出した児童等適当な保護者又は宿所がなかったため

- 虐待, 放任等により児童を家庭から一時引き離す必要があったため
- 児童の行動が自己又は他人の生命, 身体, 財産に危害を及ぼしていた, 又は及ぼすおそれがあったため
- 警察から児童について, 児童福祉法第25条に基づき通告又は少年法第6条の6第1項に基づき送致があり, 保護する必要があったため
- その他 ()
- アセスメント(状況把握, 行動観察等)のため
- 短期入所指導のため
- その他 ()

3 引き続いての一時保護の必要性

(1) 現時点における一時保護の必要性

- 当初の一時保護の目的・理由は, 現時点においても継続して認められる。
- 事情の変更があり, 当初の一時保護の目的・理由とは異なる目的・理由が認められる。
(異なる目的・理由:)

(2) 一時保護継続の理由 (複数選択可)

- 調査継続中
- 児童に対する調査
- 親権者又は未成年後見人に対する調査
- その他関係者等に対する調査 ()
- 児童の家庭復帰に当たり協議中
- 親権者又は未成年後見人と協議中
- その他関係機関等と協議中 ()
- 児童に対する短期的な指導を継続中
- 親族等による引取りに当たり協議中
- 親族等と協議中 ()
- 親権者又は未成年後見人と協議中
- その他関係機関等と協議中 ()
- 児童に対する短期的な指導を継続中
- その他 ()

4 親権者又は未成年後見人の意に反すること

親権者又は未成年後見人 () は, 平成〇〇年〇月〇〇日, 児童について, 引き続き一時保護を行うことにつき, 申立人に対し, 意に反することを明らかにした。

5 小括

よって, 申立ての趣旨欄記載のとおりの審判を求める。

添付書類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 親権者、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書 | 通 |
| <input type="checkbox"/> () | 通 |

申立てに係る報告書

平成 年 月 日
○○ ○○印

申立て事案の概要・一時保護に至った経緯・一時保護の必要性

* 申立て事案に係る児童、親権者（未成年後見人）等の概況、申立書で選択した当初の一時保護の目的・理由の具体的な内容、経緯等を記載

一時保護後の調査・支援の経過

* 児童、親権者（未成年後見人）等に対する調査・支援の内容、その結果等を時系列に沿って記載

児童の状況（一時保護中の様子を含む。）・意向

* 児童の健康状態、成長・発達の状況、一時保護中の様子、一時保護継続に対する児童の意向等を簡単に記載

親権者（未成年後見人）・家族の状況・意向

* 親権者（未成年後見人）・家族の状況、家庭環境や一時保護継続に対する親権者（未成年後見人）・家族の意向等を簡単に記載

関係機関の状況・意向

* 関係機関の関わり・支援の内容、一時保護継続に対する関係機関の意向等を簡単に記載

引き続いての一時保護の必要性

* 申立書で選択した一時保護継続の必要性・理由の具体的な内容を記載

今後の支援の見通し（期間も提示）

* 今後の児童、親権者（未成年後見人）、関係機関等に対する調査・支援の内容、必要な期間の見込み等を簡単に記載

以上